

➤ 「Web口座」取扱拡大に伴う規定の改定について

2020年10月27日

お客さま各位

「Web口座」取扱拡大に伴う規定の改定について

2020年11月16日（月）からの「Web口座」取扱拡大等に伴い、下記の通り各規定を改定しますのでお知らせいたします。

1. 対象規定

- (1) Web口座規定
- (2) さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定

2. 改定内容

(1) Web口座規定

23. (規定の適用) 【追加】

- (1) この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、各定期預金・総合口座取引に共通する規定、各種定期預金規定および振込規定により取扱います。
- (2) 本規定の条項と他の規定の条項が抵触する場合には、本規定の条項が優先して適用されるものとします。

(2) さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定

8. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込) 【追加】

- (1) 代理人によるカードを利用しての預金の払戻し・預入れおよび振込を依頼する場合には、本人から代理人キャッシュカードの発行に関する書類・暗証番号を当行へ届出てください。この届出により当行は代理人のために代理人キャッシュカードを発行します。
- (2) 代理人キャッシュカードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。
- (4) 代理人キャッシュカードの発行はWeb口座で利用する普通預金口座（総合口座を含む）のみとします。

3. 改定日

令和2年11月16日（月）

以上